

東海三県などに不法投棄された。五人に請求額のほぼ全額を支払うよう命じた。

訴訟では、事件で会社に四百八十九億円の損害賠償を請求。この日からの判決で、大阪地裁は元取締役ら

えというより、組織的に精査してコメントさせていた方がよいと思う」と話した。

県は平成十五年九月、十三年十月に施行した廃棄物のリサイクル材利用促進条例に基づき、フェロシルトをリサイクル材に認定。事件では、有害物質を含むフェロシルト約七十二万トが

# 行政と司法判断 踏まえ評価下す

## フェロシルト認定 した県の姿勢で

鈴木英敬知事は二十九日の定例記者会見で、大手化学メーカー「石原産業」（大阪市）の土壌埋め戻し材「フェロシルト」の不法投棄事件をめぐる株主代表訴訟の判決が大阪地裁で言

い渡されるのを前に、県の今後の対応について「判決内容を精査して判断したい」と述べた。

鈴木知事は「判決内容を見て、県のこれまでやってきた政策や主張について、どのように申し上げていくべきか判断したい」と説明。フェロシルトをリサイクル材に認定した県の姿勢については、「行政側の思いと司法の判断を踏まえて評価を下したい。自分の考